

## 【日本台湾学会特別賞 推薦要領】

2022年1月

- (1) 特別賞への申請者は、自薦・他薦ともに当該年度の申請開始時までに2年以上の会員資格を有することとする(賛助会員も推薦者となりうる)。会員資格は会費を納入していることを前提とする。同一推薦者による申請は1点までとする(上下巻などの場合はあわせて1冊とみなす)。推薦にあたっては、「日本台湾学会賞特別賞規定」を参照すること。
- (2) 特別賞の対象は、日本台湾学会学術賞の規定を満たさないが、2020年4月1日～2022年3月31日の間に刊行された会員の著作物のうち、会員から自薦・他薦されたもので、学会活動の成果と看做しうるきわめて優秀な著作物とする。
- (3) 第一回特別賞の申請期間は、2022年2月1日～同年4月15日とする。
- (4) 特別賞の推薦者は、自薦・他薦ともに学会ホームページよりダウンロードした「日本台湾学会特別賞申請書」を申請期間内に紙媒体で学会事務局に郵送すると同時に、指定アドレス<日本台湾学会事務局アドレス jats.jimukyoku@gmail.com >に同内容の電子データ(word ファイル等)を送信しなければならない。「申請書」には選考対象となる著作物の要旨(400字程度)、それが学会活動の成果と看做しうる理由(400字程度)および推薦理由(1200字程度)を記載する。なお、「学会活動の成果と見做しうる理由」とは、例えば、「学術大会や定例研究会での報告内容を含む」、「学会の定例研究会で書評会を行ったことがある」などを想定している。
- (5) 申請者は、自薦・他薦ともに選考対象となる著作物1冊を申請期間内(2022年2月1日～同年4月15日)に学会事務局あてに郵送する。なお、「学会賞の選考用」として依頼すると、出版社が費用負担して選考委員会に献本してくれる場合もある。